附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

告　示

○総務省告示第九十二号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第十一条第四項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百十二号（自主放送を行う場合又はベッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日　　総務大臣　山本　早苗

別表を次のように改める。

別表　記述子の構成

記　述　子	構　成
有線分配システム記述子	別記第１のとおり
有線ＴＳ分割システム記述子	別記第２のとおり
有線複数搬送波伝送分配システム記述子	別記第３のとおり
高度有線分配システム記述子	別記第４のとおり

別記第２の次に次のように加える。

別記第３　有線複数搬送波伝送分配システム記述子の構成



注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

２　「0x」に続く数字を16進数とする。

３　‘　’で囲まれた数字は、２進数とする。

４　記述子タグの値は、有線複数搬送波伝送分配システム記述子を示す0xF3とする。

５　記述子長は、後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

６　周波数は周波数（MHz）を書き込む領域で、その値は４ビットＢＣＤコード８桁とし、５桁以降が小数点以下を示す。

７　多重フレーム型式番号は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第11条第３項第３号の多重フレームを識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	［多重フレーム長，最大多重ストリーム数］
0x1	［53，15］ 拡張情報を用いずに多重する場合又は拡張情報を用いて複数の搬送波によってストリームを分割伝送するための信号とそれ以外の信号を多重する場合
0x2	［53，15］ 拡張情報を用いて複数の搬送波によってストリームを分割伝送するための信号のみを多重する場合
0xF	多重しない場合
その他	未定義

８　外符号は、誤り訂正外符号の方式を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意　　味
‘0000’	未定義
‘0001’	外符号なし
‘0010’	リードソロモン符号（204，188）
‘0011’～‘1111’	将来使用のためリザーブ

９　変調は、変調方式の種類を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意　　味
0x00	未定義
0x03	64ＱＡＭ
0x05	256ＱＡＭ
0x01，0x02，0x04，0x06～0xFF	将来のためのリザーブ